平成２３年（フ）第５２号
福岡県大牟田市南船津町２丁目８番地13
債務者　松島　啓吾
1　決定年月日時　平成23年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　後藤　大地
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月21日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２３年（フ）第５３号
福岡県大牟田市三川町５丁目96番地１　ロワイヤル・ユウ・大牟田・荒尾202号
債務者　松島　豊美
1　決定年月日時　平成23年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　後藤　大地
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月21日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２３年（フ）第３１６号
大津市瀬田５丁目１番10号　リヴィエール瀬田103、前住所福岡市中央区舞鶴３丁目６番23号
債務者　廣岡　英孝
1　決定年月日時　平成23年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井村　喜典
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月２日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成23年11月15日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第５４２号
岡山県備前市伊部305番地１
債務者　柴岡　敦子
1　決定年月日時　平成23年９月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　林　　俊夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月16日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成23年11月15日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６９８号
北九州市小倉南区北方３丁目36番１号　102
債務者　伊藤　洋司
1　決定年月日時　平成23年９月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　青木　　洋
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月29日午前11時
5　免責意見申述期間　平成23年11月15日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第３０９号
山梨県甲府市大里町3445番地７
債務者　出羽　英記
1　決定年月日時　平成23年９月16日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　關野　文士
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月９日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年11月16日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４０５号
大分県津久見市大字津久見2102番地
債務者　石田　研作
1　決定年月日時　平成23年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鳥越　　徹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月13日午後３時15分
5　免責意見申述期間　平成23年11月16日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第３７１号
大分市大字東院281番地の１
債務者　三ノ宮さゆり
1　決定年月日時　平成23年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中嶋　謙介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月６日午後３時45分
5　免責意見申述期間　平成23年11月16日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第４２２号
静岡県磐田市下本郷2001番地７　クレストアーク201、前住所静岡県磐田市和口22番地
債務者　山下健太郎
1　決定年月日時　平成23年９月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第４１９号
埼玉県吉川市大字吉川1623番地
債務者　會田　アキ
1　決定年月日時　平成23年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第４８０号
埼玉県越谷市川柳町４丁目125番地２
債務者　中村　一江
1　決定年月日時　平成23年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第１５４号
新潟県長岡市江陽１丁目５番18号
債務者　吉野　泰宏
1　決定年月日時　平成23年９月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２３年（フ）第１８１号
新潟県見附市芝野町1213番地１、前住所新潟県見附市葛巻２丁目４番８号
債務者　小川　　剛
1　決定年月日時　平成23年９月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２３年（フ）第１８３号
新潟県長岡市四郎丸４丁目10番20―612号
債務者　金子　一則
1　決定年月日時　平成23年９月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２３年（フ）第２０８９号
愛知県小牧市中央３丁目246番地　イーストハイツ105号
債務者　小林　幸一
1　決定年月日時　平成23年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４０６号
愛知県みよし市三好町西中島26番地　県営中島住宅８棟102号
債務者　石坂　正人
1　決定年月日時　平成23年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第２３２号
岡山県倉敷市北畝３丁目３番31号
債務者　藤田アユ美
1　決定年月日時　平成23年９月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２３年（フ）第２２５号
茨城県つくば市城山21番地３
債務者　梅田　良子（旧姓根本）
1　決定年月日時　平成23年９月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係